大公審第82号

（答申第453号）

令和７年８月28日

　大 阪 府 知 事　 様

大阪府情報公開審査会

会長　海道　俊明

情報公開請求に係る情報の統一的取扱いについて（答申）

大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第40条の２第１項の規定により、令和７年７月29日付け情公第1371号で諮問のありました「情報公開請求に係る非公開情報の統一的取扱いについて」は、審議の結果、次のとおり答申します。

**１　統一的取扱いについて**

　　財務部行政DX企画課及び行政DX推進課からも意見を聴取したところ、実施機関が懸念するとおり、情報公開制度において個人メールアドレスを公開情報として取り扱うことについて、セキュリティ上の問題があることが認められた。

そのため、今後、情報公開制度において、個人メールアドレスを条例第８条第１項第４号に該当する非公開情報として取り扱うことについて、必要性及び合理性が認められるといえる。

**２　留意点について**

　実施機関においては、セキュリティリスクに対しては、まず、可能な範囲でのセキュリティ対策を講じ、行政文書の公開原則に留意した運用を今後も慎重に検討されたい。

（調査審議を行った委員）

　海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原　和穂、髙野　恵亮